



平成 26 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 青 山 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 山 理  
兼 執 行 役 員 社 長  
( コード番号 8219 東証第一部 )  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 宮 武 真 人  
兼 専 務 執 行 役 員  
( TEL 084-920-0050 )

### 株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 導入の目的

当社は、今年創業 50 周年を迎えるにあたり、従業員のインセンティブプランの一環として、現行の退職金制度に加え、退職時に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する本制度を導入することといたしました。

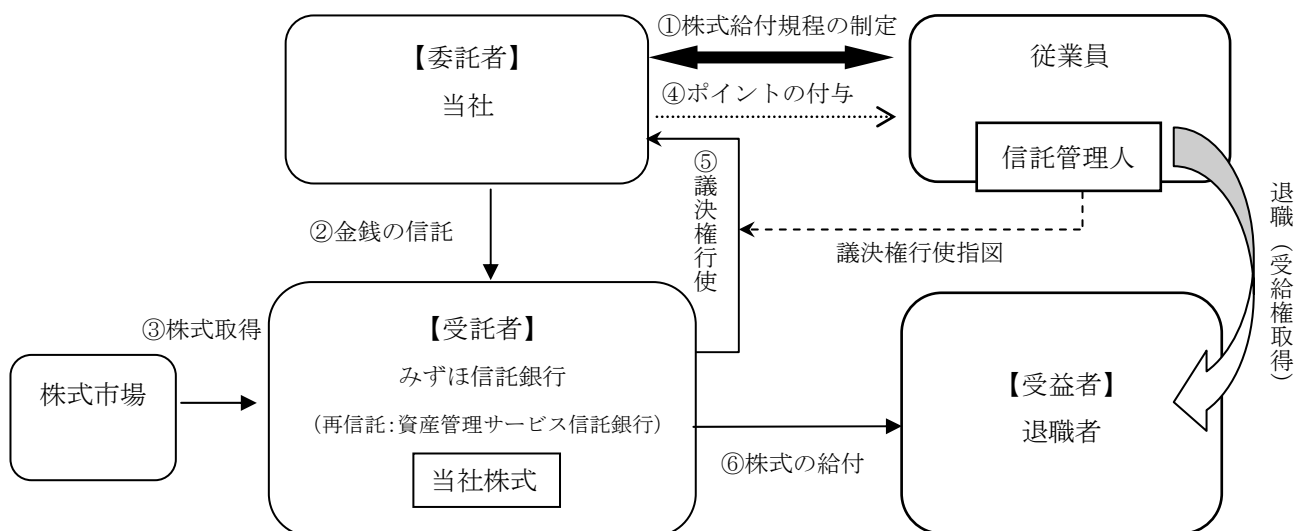
##### 2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に、当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し資格等に応じてポイントを付与し、累積したポイントに相当する当社株式を従業員の退職時に給付します。退職者に給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め株式市場から取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の業績向上及び株価への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め株式市場から取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職時に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

### 3. 本信託の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること  |
| (3) 委託者   | 当社   |
| (4) 受託者   | みずほ信託銀行株式会社<br>みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (5) 受益者   | 株式給付規程の定めにより株式給付を受ける権利が確定した者   |
| (6) 信託契約日 | 平成 26 年 3 月 17 日（予定）   |
| (7) 信託設定日 | 平成 26 年 3 月 17 日（予定）   |
| (8) 信託の期間 | 平成 26 年 3 月 17 日（予定）から信託が終了するまで<br>（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。）                |
| (9) 制度開始日 | 平成 26 年 4 月 1 日（予定）  |

### 4. 本信託における当社株式の取得内容

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 当初信託金額 | 500,000,000 円（予定）                      |
| (2) 取得期間   | 平成 26 年 3 月 17 日から平成 26 年 3 月 31 日（予定） |
| (3) 取得方法   | 東京証券取引所市場より取得                          |

以上